

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**高齢者福祉バスの
利用登録団体を募集**

〔内〕事前登録した団体は、バス賃借料の3割負担で利用可能。
〔利用回数〕1団体年間日帰り2回または宿泊1回。

〔対〕以下の全てに該当する団体の、健康づくりの活動や研修会などを目的とした使用。①市内に居住する60歳以上の方30人以上で構成②月1回以上定期的に活動③連合町内会単位以上で活動④設立後1年以上経過。

〔申〕市社会福祉協議会(中央区大通西19社会福祉総合センター1内)、市役所3階高齢福祉

**妊婦健診の助成に新しい
検査項目が加わります**

ヒト白血球ウイルス1型の母子感染を予防するため、抗体検査を妊婦健診の助成対象とします。1月4日(火)から、対象となる妊婦に区保健センターで受診票を交付します。

〔対〕区保健センターへ妊娠届を提出する妊婦と、既に受診票の交付を受け、H T L V - 1 抗体検査を受けていない妊婦。

〔詳細〕区役所(1階)の健康子ども課(ただし東区は(711)3211、南区は(581)5211)

課などで配布中の申請書を随時持参、送付。選考あり。

〔詳細〕市社会福祉協議会(614)3344

母子寡婦福祉センター催し

△実務講習会▽

〔内〕初心者対象のワード・エクセル講習会。

〔日〕2月2日(水)5日(土)午後1時〜4時。

〔対〕母子家庭の母、寡婦(かつて母子家庭の母であった方)20人。2千500円。

〔申〕往復はがきに上欄必要事項を記入し、1月21日(金)(必着)までに母子寡婦福祉連合会(〒060-0042中央区大通西19社会福祉総合センター1内)へ送付(抽選)。託児(2歳〜小学生)希望者は同時に申し込み。

△就職準備・離転職セミナー▽



〔内〕好印象を与える面接講座。

〔日〕2月10日(木)午後1時〜3時。

〔対〕母子家庭の母、寡婦(かつて母子家庭の母であった方)20人。

〔申〕1月17日(月)から。(先着)。

託児(2歳〜小学生)希望者は同時に申し込み。

〔申込先・詳細〕母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター1内)。(631)3270

精神療養講座

〔内〕ひきこもりの医学的所見。

〔日〕1月15日(土)午後2時〜4時。

〔所〕WEST19(中央区大通西19)。

〔詳細〕市コールセンター(222)4894

家庭医学講座

〔内〕頑張らない禁煙のすすめ。講演後、相談コーナーあり。

〔日〕1月29日(土)午後1時30分。

〔所〕医師会館(中央区大通西19)。

〔詳細〕健康企画課(622)5151

**障がい者向け
コールセンター研修**

〔内〕コールセンター企業の見学、体験研修など。

〔日〕①1月18日(火)〜21日(金)・24日(月)〜2月1日(火)、②2月15日(火)〜18日(金)・21日(月)〜3月1日(火)。いずれも午前10時〜正午。

〔所〕北海道NPOサポートセンター(東区北6東3サッポロ63ビル)。

〔対〕障がいのある方各10人。

〔申〕FAX、E。上欄必要事項を記入し、①は1月14日(金)。

②は2月10日(木)までに札幌チャレンジド(261)0074、FAX(219)1811、E:challenge@os-challenged.jp)。(抽選)

〔詳細〕産業振興課(211)2379、HP

税金

△所得税の還付申告は1月から税務署で受け付けます▽

税務署では、還付申告を1月4日(火)から受け付けます。申告書は、確定申告の手引きなどを参考に作成し、早めに出していただきたい。国税庁HPでは申告書の作成や、e-Taxでの電子申告も可能です。サラリーマンや年金受給者の還付申告の受け付け・相談は、以下の期間、教育文化会館(中央区北1西13)でも行います。なお、教育文化会館では給与・年金以外の収入がある方の申告はできません。

〔日〕1月25日(火)〜2月25日(金)午前9時30分〜午後4時(土・日曜、祝日、2月14日(月)を除く)。

〔持参するもの〕印鑑、前年の申告書などの控え、源泉徴収票などの必要書類。

※申告会場については、北・東・豊平・清田・南・西・手稲区は今月号、その他の区は2月号の区民のページをご覧ください。

〔詳細〕各税務署、HP

1/31(月)は市・道民税(第4期分)の納期限です

納税のご相談は下記の市税事務所の納税課へ

区	市税事務所・所在地	電話番号
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913

△給与支払報告書の提出を▽

平成23年1月1日(祝)現在、従業員が居住する市町村ごとに、総括表を添えて該当の市町村へ提出してください。市内に居住する方の提出先は、中央市税事務所市民税課です(郵送も可)。

なお、給与所得の源泉徴収票などの法定調書および同合計表については、直接所轄税務署へ提出してください。

〔詳細〕中央市税事務所市民税課(211)3075

△償却資産の申告を▽

平成23年1月1日(祝)現在、市内で事業を営み、事業用償却資産(事務機器・店舗用備品・各種機械工具など)をお持ちの方には、固定資産税が課税されます。12月中に送付した償却資産申告書を、1月31